

英国の資産形成制度ジュニア ISA の概要と日本への示唆

野村資本市場研究所（野村ホールディングス）

宮本佐知子

2014年1月からNISA（少額投資非課税制度）がスタートしたが、この制度は英国のISAに倣って導入された制度である。英国のISAは18歳以上の英国在住者を対象とする制度であり、国民の約4割が利用する資産形成手段であるが、18歳未満の英国在住の子どもの将来のための資産形成制度として、「ジュニアISA」が導入されている。「ジュニアISA」は、英国で2011年11月に導入されたまだ新しい制度であるが、本稿では同制度の概要と現状について、前身制度であるチャイルド・トラスト・ファンドの概要と現状も併せて報告する。

わが国では、子どもの将来のための資産形成を支援する制度は導入されていないが、今後はニーズが高まると考えられることから、英国でのジュニアISA導入の経験から得られるわが国への示唆を最後に検討したい。